

医療費支給認定の遡りについて

1. 医療費支給認定の遡りの基本パターン及び注意点

- ・ (パターンA) 診断年月日まで支給開始日が遡る場合 2
- ・ (パターンB) 申請日からの遡り期限まで支給開始日が遡る場合 3
- ・ 注意点 4

2. 更新申請時における医療費支給認定の遡り

- ・ (パターンA) 前有効期間内に更新申請が行われた場合 5
- ・ (パターンB-1) 期限超過後に申請が行われた場合 (満18歳未満) 6
- ・ (パターンB-2) 満18歳到達後、期限超過後の申請が行われた場合 7

1. 医療費支給認定の遡りの基本パターン及び注意点

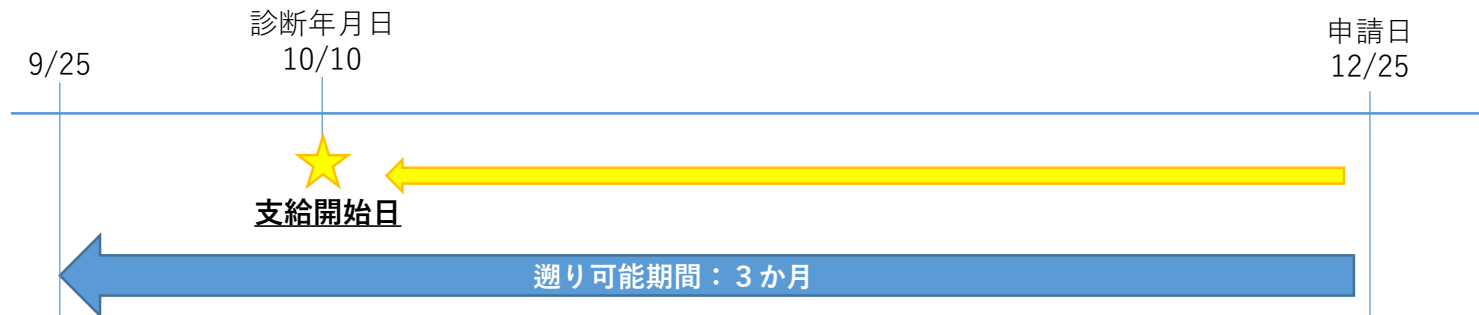
- 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日は「申請日」から「指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日」へ遡ることが可能です。
(「指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日」 = 医療意見書の「診断年月日」欄に記載された日)
- ただし、申請日からの遡りの期限は原則1か月です。指定医が診断書の作成に期間を要した場合や入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長3か月となります。
- いかなる場合も令和5年10月1日(改正法の施行日)より前に遡ることはできません。

パターンA：診断年月日まで支給開始日が遡る場合

例1) 診断年月日：12月10日 区市町村窓口での申請日：12月25日 遡りの期限：1か月(原則) ⇒ 支給開始日：12月10日



例2) 診断年月日：10月10日 区市町村窓口での申請日：12月25日 遡りの期限：3か月(例外) ⇒ 支給開始日：10月10日

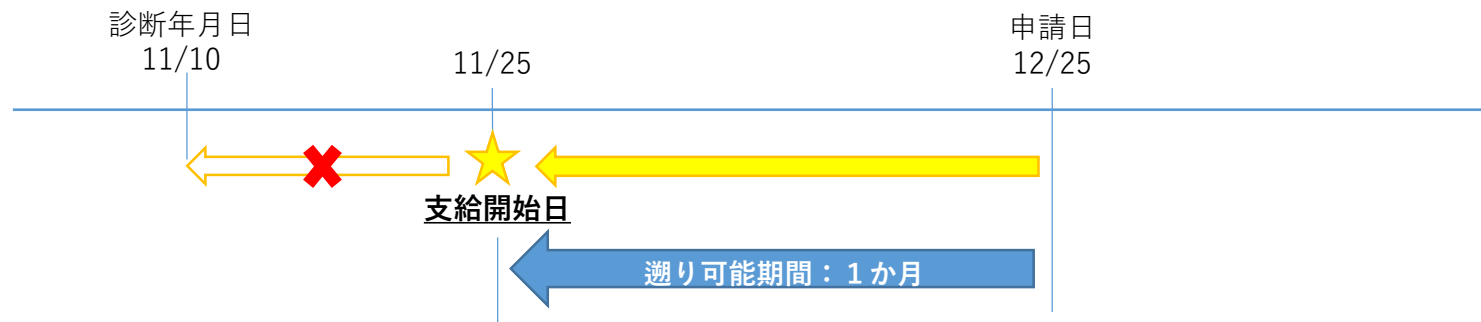


1. 医療費支給認定の遡りの基本パターン及び注意点

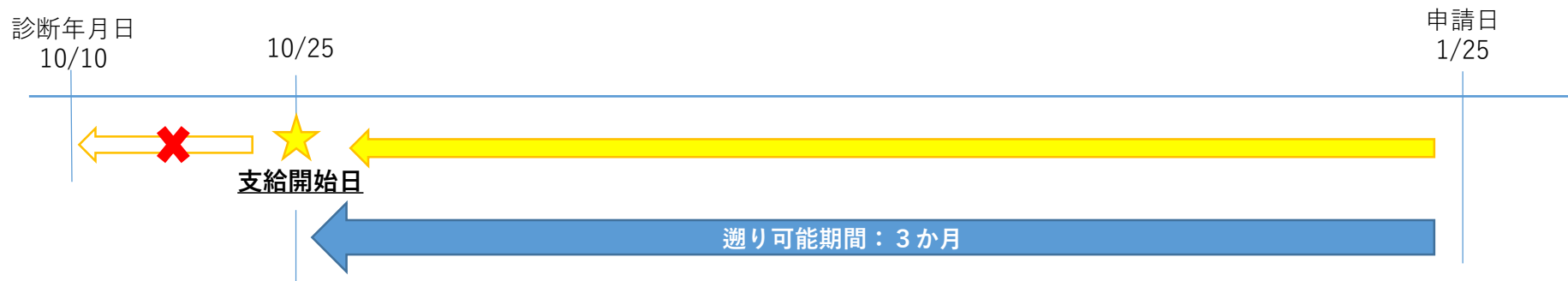
- 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日は「申請日」から「指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日」へ遡ることが可能です。
(「指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日」 = 医療意見書の「**診断年月日**」欄に記載された日)
- ただし、**申請日からの遡りの期限は原則1か月**です。指定医が診断書の作成に期間を要した場合や入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、**最長3か月**となります。
- いかなる場合も令和5年10月1日(改正法の施行日)より前に遡ることはできません。

パターンB：申請日からの遡り期限まで支給開始日が遡る場合

例1) 診断年月日：11月10日 区市町村窓口での申請日：12月25日 遡りの期限：1か月(原則) ⇒ 支給開始日：11月25日



例2) 診断年月日：10月10日 区市町村窓口での申請日：1月25日 遡りの期限：3か月(例外) ⇒ 支給開始日：10月25日



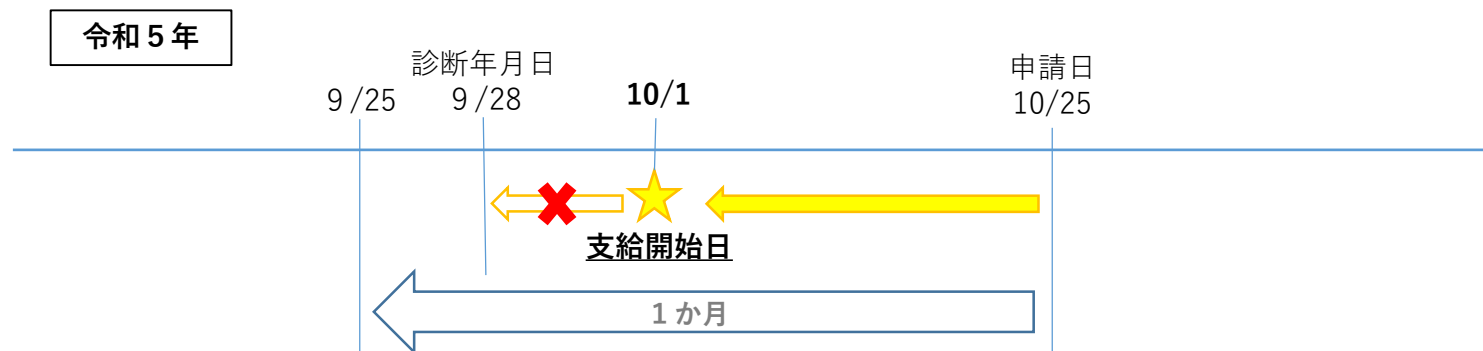
1. 医療費支給認定の遡りの基本パターン及び注意点

- 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日は「申請日」から「指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日」へ遡ることが可能です。
(「指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日」 = 医療意見書の「診断年月日」欄に記載された日)
- ただし、申請日からの遡りの期限は原則1か月です。指定医が診断書の作成に期間を要した場合や入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長3か月となります。
- いかなる場合も令和5年10月1日（改正法の施行日）より前に遡ることはできません。

注意点：いかなる場合も令和5年10月1日（改正法の施行日）より前に遡ることはできません。

例) 診断年月日：令和5年9月28日 区市町村窓口での申請日：令和5年10月25日 遡りの期限：1か月（原則）

⇒ 支給開始日：令和5年10月1日（×令和5年9月28日）

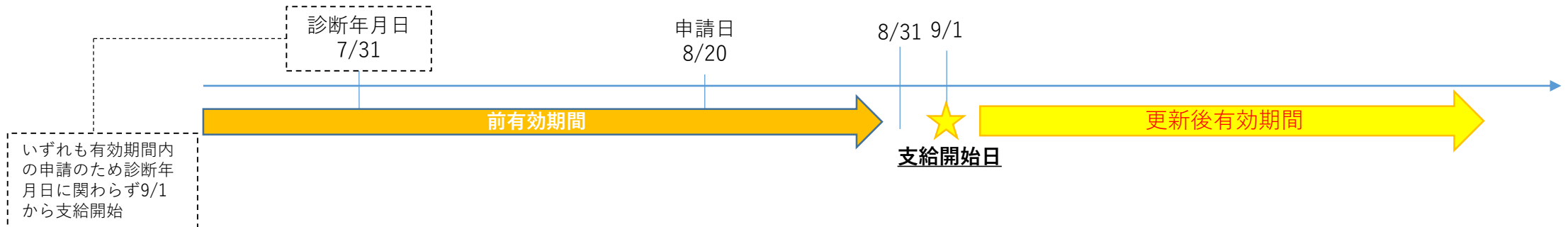


2. 更新申請時における医療費支給認定の遡り

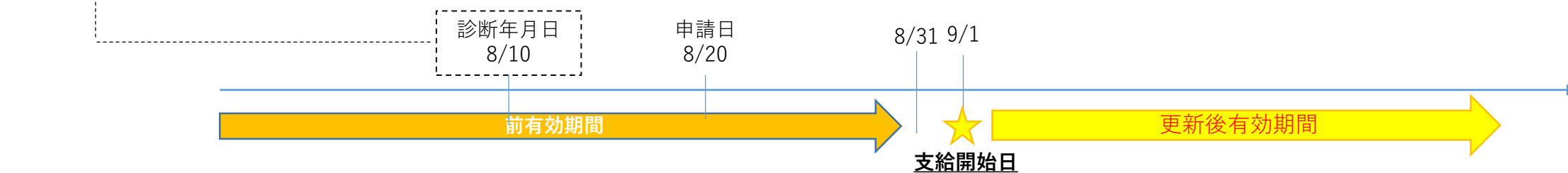
- 有効期間内に更新申請が行われた場合は、診断年月日等に関わらず、前有効期間の翌日から新たに支給が開始されます。
- 有効期間内に更新申請を行わず期限超過後に申請を行う場合、診断年月日等まで遡った結果、前有効期間から切れ目なく続く場合、有効な更新申請として取り扱われ、前有効期間の翌日から支給が開始されます。

パターンA：前有効期間内に更新申請が行われた場合

例1) 前有効期間満了日：8月31日 区市町村窓口での申請日：8月20日 診断年月日：7月31日 ⇒ 支給開始日：9月1日



例2) 前有効期間満了日：8月31日 区市町村窓口での申請日：8月20日 診断年月日：8月10日 ⇒ 支給開始日：9月1日

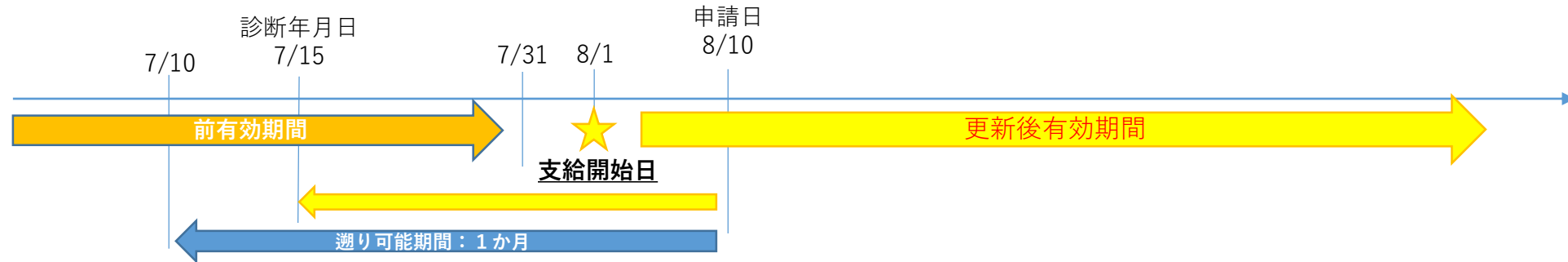


2. 更新申請時における医療費支給認定の遡り

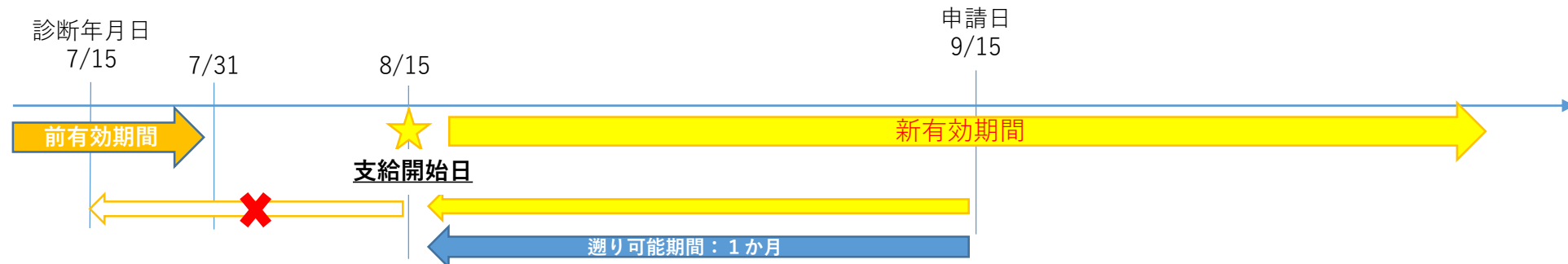
- 有効期間内に更新申請が行われた場合は、診断年月日等に関わらず前有効期間の翌日から新たに支給が開始されます。
- 有効期間内に更新申請を行わず期限超過後に申請を行う場合、診断年月日等まで遡った結果、前有効期間から切れ目なく続く場合、有効な更新申請として取り扱われ、前有効期間の翌日から支給が開始されます。

パターンB-1：期限超過後に申請が行われた場合（申請日時点での患者年齢は満18歳未満とする）

例1) 前有効期間満了日：7月31日 区市町村窓口での申請日：8月10日 診断年月日：7月15日 遡りの期限：1か月（原則）
⇒ 認定期限が継続し、8月1日より新たに支給開始



例2) 前有効期間満了日：7月31日 区市町村窓口での申請日：9月15日 診断年月日：7月15日 遡りの期限：1か月（原則）
⇒ 認定期限が継続せず、新たに8月15日より新たに支給開始

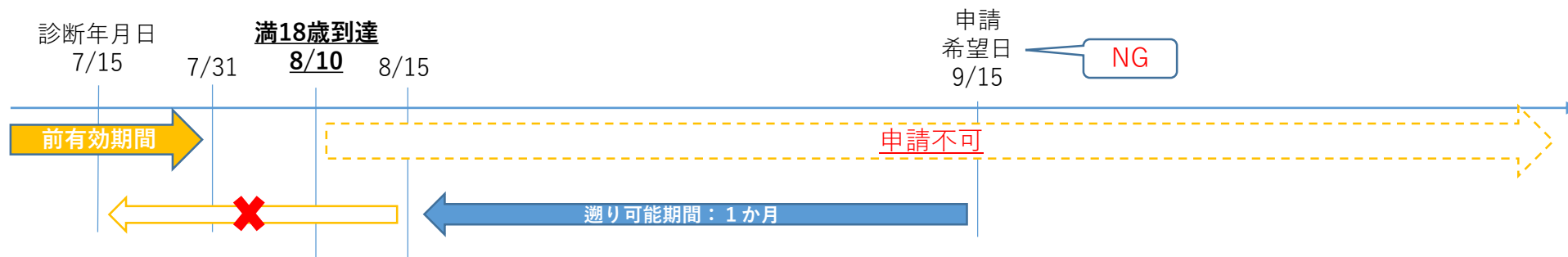


2. 更新申請時における医療費支給認定の遡り

- 満18歳に到達する前から引き続き小児慢性特定疾病医療費助成を受けている場合のみ、満20歳の誕生日の前日まで小児慢性特定疾病医療費助成の認定を受けることができます（更新手続は必要。満18歳到達時に認定されている疾病から、新たに認定疾病を追加・変更することは不可）。
- 満18歳以降一度でも認定期間が途切れてしまうと、改めて更新申請を行うことはできなくなります。18歳以降の認定を継続して希望する場合は、認定期間にご注意の上、更新申請に漏れのないようご注意ください。

パターンB-2：満18歳到達後、期限超過後の申請が行われた場合

例) 前有効期間満了日：7月31日 区市町村窓口での申請希望日：9月15日
 診断年月日：8月10日 遡りの期限：1か月（原則） 満18歳誕生日：8月10日
 ⇒ 満18歳到達前の時点まで支給を遡ることができず、満18歳到達時点で認定がないため、満18歳以降（8月10日以降）での申請は不可



参考) 前有効期間満了日：7月31日 区市町村窓口での申請希望日：9月15日
 診断年月日：7月15日 遡りの期限：1か月（原則） 満18歳誕生日：8月25日
 ⇒ 満18歳到達前の8月15日まで支給を遡ることができる（※）ため、9月15日での更新申請は可能
 （※申請後の審査の結果、遡りが認められず支給認定できない場合もございます。）。

